



今年10月以降、住民票の住所地にご自身の「マイナンバー(通知カード)」が届きます

平成27年10月5日  
マイナンバー制度開始



お知らせ①

やむを得ない理由により  
住民票の住所地で受け取ることができない方※

◇居所情報登録申請書と◇添付書類を

平成27年9月25日(金)までに

住民票のある住所地の市区町村に  
持参又は郵送(必着)してください

申請を認められた方は、登録された居所に「マイナンバー」をお知らせします

※申請が必要なのは以下の方です

東日本大震災による  
被害者で  
住所地以外の居所に  
避難されている方



DV、  
ストーカー行為、  
児童虐待等の被害者で  
住所地以外の居所に  
避難されている方



一人暮らしで、  
長期間  
医療機関・施設に  
入院・入所  
されている方



◇居所情報登録申請書

お近くの市区町村、総務省ホームページ  
([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))  
などで入手、ダウンロードいただけます。

◇添付書類

- 居所情報登録を行う者の本人確認書類
- 居所情報登録を行う者が居所に居住していることを証する書類  
(代理人の申請の場合、さらに次の書類も添付してください)
- 代理人の代理権を証明する書類
- 代理人の本人確認書類

お知らせ②

日本に住民票をお持ちの外国人のみならず

住民票のある外国人(中期在留者・特別永住者等)にもマイナンバーは通知されます

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語でのマイナンバーのお問合せは  
コールセンター[全国共通ナビダイヤル] ☎0570-20-0291 9:30~17:30  
(土日祝日・年末年始を除く)

マイナンバーのお問合せは、コールセンター[全国共通ナビダイヤル]  
☎0570-20-0178 9:30~17:30  
(土日祝日・年末年始を除く)

または、住民票の住所地の  
市区町村にお問合せください